

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 BRT IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社BRT ICカード乗車券取扱規則（平成25年7月公告第10号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(odeca 定期乗車券の発売)</p> <p><b>第 25 条</b> odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、旅客が所持する記名 IC カード乗車券に、BRT 規則第 9 条に規定する通勤定期乗車券、同第 10 条に規定する通学定期乗車券（東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則〔昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号〕第 36 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除く。）を発売します。</p> <p>2 odeca 媒体を所持しない旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 5 条に規定する記名 IC カード乗車券の発売とあわせて取り扱います。</p> <p>3 無記名 IC カード乗車券を所持する旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 6 条に規定する記名 IC カード乗車券への変更とあわせて取り扱います。</p> <p>4 BRT 規則第 25 条第 1 項 <u>第 2 号、第 3 号及び第 4 号</u> に該当する割引の定期乗車券の発売は行いません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(odeca 定期乗車券の発売)</p> <p><b>第 25 条</b> odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、旅客が所持する記名 IC カード乗車券に、BRT 規則第 9 条に規定する通勤定期乗車券、同第 10 条に規定する通学定期乗車券（東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則〔昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号〕第 36 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除く。）を発売します。</p> <p>2 odeca 媒体を所持しない旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 5 条に規定する記名 IC カード乗車券の発売とあわせて取り扱います。</p> <p>3 無記名 IC カード乗車券を所持する旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 6 条に規定する記名 IC カード乗車券への変更とあわせて取り扱います。</p> <p>4 BRT 規則第 25 条第 1 項 <u>第 2 号から第 5 号まで</u> に該当する割引の定期乗車券の発売は行いません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>